

感染状況・医療提供体制の分析 (5月26日時点)

区分	モニタリング項目 ※1～5は7月以降毎月平均で算出	前回の数値 (5月19日公表時点)	現在の数値 (5月26日公表時点)	前回との比較	(参考) これまでの 最大値※6	項目ごとの分析※4	
感染状況	①新規陽性者数※5 (うち65歳以上)	703.6人 (79.4人)	587.7人 (69.0人)	↘	1,815.9人 (2021/1/11)	総括 コメント	感染が拡大していると思 われる
	②「#7119」(東京都が公表する 相談センター)※4における 発熱等相談件数	65.0件	60.0件	→	117.1件 (2020/4/5)	新規陽性者数は減少したものの、依然として高い値で推移している。感染性の高い変異株の影響等を踏まえると、新規陽性者数を徹底的に減らす必要がある。 個別のコメントは別紙参照	
	③新規陽性者 における接触 歴等不明者※5	428.3人	355.7人	↘	1,192.4人 (2021/1/11)		
	数	85.1%	83.1%	↘	281.7% (2020/4/9)		
	増加比 ※2						
医療提供体制	④検査の陽性率 (PCR 抗原) (検査人数)	5.8% (8,558人)	5.5% (7,843人)	→	31.7% (2020/4/11)	総括 コメント	通常の医療が大きく制限さ れていると思われる
	⑤救急医療の東京ルー ル※3の適用件数	55.4件	51.3件	→	131.7件 (2021/1/15)	入院患者数及び重症患者数は、第3波のピーク前の昨年末とほぼ同数であり、嚴重な警戒が必要である。若年層を含めあらゆる世代が、感染によるリスクを有していることを啓発する必要がある。 個別のコメントは別紙参照	
	⑥入院患者数 (病床数)	2,361人 (5,594床)	2,182人 (5,594床)	→	3,427人 (2021/1/12)		
	⑦重症患者数 人工呼吸器管理 (ECMO含む) が 必要な患者 (病床数)	73人 (373床)	70人 (373床)	→	160人 (2021/1/20)		

※1 「#7119」…急病やけがの際に、緊急受診の必要性や診察可能な医療機関をアドバイスする電話相談窓口
 ※2 新規陽性者における接触歴等不明者の増加比は、絶対値で評価
 ※3 「救急医療の東京ルール」…救急隊による5医療機関への受入要請又は選定開始から20分以上経過しても搬送先が決定しない事案
 ※4 分析にあたっては、上記項目以外にも新規陽性者の年齢別発生状況などの患者動向や病床別入院患者数等も参照
 ※5 都外居住者が自己採取し郵送した検体による新規陽性者分を除く。
 ※6 前回の数値以前までの最大値

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

令和3年5月28日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

(1) 区域

都内全域

(2) 期間

令和3年6月1日（火曜日）0時から6月20日（日曜日）24時まで

(3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

①都民向け

・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

②事業者向け

・施設の使用停止の要請（休業の要請）

・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）

・催物（イベント等）の開催制限 等

③その他

今後の感染状況次第では、措置等の内容を機動的かつ抜本的に強化

2. 都民向けの要請

●日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

●特に、以下のことについて徹底 (法第45条第1項)

- ・ 20時以降の不要不急の外出自粛
- ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・ 不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は、極力控えること
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛

3. 事業者向けの要請等

(1) 施設規模に応じて営業時間短縮・休業等を要請する施設

施設の種別 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	【1,000㎡超の施設】 (平日) ・ 営業時間短縮を要請 (5時から20時まで) (生活必需物資を除く。) (法第24条第9項)
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	・ 入場整理等の実施を要請 (法第45条第2項)
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	(土日) 休業を要請 (生活必需物資を除く。) (法第24条第9項)
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	【1,000㎡以下の施設】 (全日) ・ 営業時間短縮の協力依頼 (5時から20時まで) (生活必需物資を除く。) ・ 入場整理等の実施の協力依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(2) 休業を要請する施設（遊興施設、飲食店）

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号） 〔飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ●休業を要請（法第45条第2項） 〔酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く。〕
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号） 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(3) 営業時間の短縮等を要請する施設（遊興施設、飲食店等）

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設（第11号） 〔飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間短縮を要請（5時から20時まで）（法第45条第2項） ●特措法施行令第12条に規定される各措置を要請（法第45条第2項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店（第14号） 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	
集会場等（第5号）	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ●酒類及びカラオケ設備の提供停止を要請（法第45条第2項） ●営業時間短縮を要請（5時から20時まで）（法第45条第2項） ●以下の事項について、協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・「1.5時間以内」での開催 ・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(4) 規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った使用の要請等を行う施設

施設の種別 (特措法施行令第11条第2号施設)	内 訳	要請内容
劇場等（第4号）	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (人数上限5,000人かつ収容率50%以内) (法第24条第9項) ●営業時間短縮を要請（法第24条第9項） <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催の場合は、 →5時から21時までの営業時間短縮を要請 ○イベント開催以外の場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡超の施設 →5時から20時までの営業時間短縮を要請 ・1,000㎡以下の施設 →5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼 ○映画館については、 <ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡超の施設 →5時から21時までの営業時間短縮を要請 ・1,000㎡以下の施設 →5時から21時までの営業時間短縮の協力依頼 ●入場整理等の実施を要請 (法第45条第2項) ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛要請 (法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)
集会場等（第5号）	集会場、公会堂 等	
展示場（第6号）	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等（第8号）	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設（第9号）	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場（第9号）	テーマパーク、遊園地	
博物館等（第10号）	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種別 (特措法施行令第11条第2号施設)	内 訳	要請内容
学校（第1号）	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業の活用など、学修者本位の効果的な授業の実施等
保育所等（第2号）	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等（第3号）	大学等	
集会場等（第5号）	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
博物館等（第10号）	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設（第11号）	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
商業施設（第12号）	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
学習塾等（第13号）	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設の収容定員	
10,000人以下	10,000人超
収容定員の半分まで可	5,000人まで可

- 営業時間短縮を要請（5時から21時まで）（法第24条第9項）
- 業種別ガイドラインの遵守等を要請（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励を要請（法第24条第9項）

(7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請（法第24条第9項）

国立市医師会長（さくら通りクリニック院長） 春日井先生コメント

令和3年5月27日

（感染状況について～最近の診療場面より）

診療の現場では、最近、新型コロナウイルス感染症と思われる患者は横ばいか少し減ってきていると感じる。発熱者はわりといるが、新型コロナウイルス感染症を疑って、PCR検査につないだとしても、該当するのは10人に1～2人ぐらいだ。私はそこまでひっ迫している状況とは受け止めていない。新型コロナウイルス感染症に罹患してしまったら、悪化してしまいそうなリスクの高い方には、ワクチン接種の話をしている。

（新型コロナウイルスワクチン接種について）

集団接種については、どうしても数に上限があるので、接種できる場所を増やしていくしかない。そうすると、サテライト医療機関などでの個別接種が重要になってくる。多くの先生が協力的かつ積極的に手上げをしてくれている中で、国のワクチンを無駄にするなどといったアナウンスが、その多くの先生を不安にさせている。6人の接種を予定していたが、様々な事情により全員分の接種ができなかった時のことを考えると、二の足を踏んでしまうのは理解できる。

（緊急事態宣言下において、今後気をつけること）

緊急事態宣言が延長になったとして、手洗い、密を避けるなど今後も気をつけるべき感染対策に変わりはない。変異株の中には、組織にくっついていて時間が長いやっかいな種類もあるが、そもそもウイルスを体の中に入れない努力が必要だ。できること、かかりつけ医と相談してワクチン接種をすとか、混んでいる時間帯にスーパーなどに行かないとか、地道に続けていくことが大切だ。意識が緩んできているからか、人が溢れている場面をよくみかける。意識をしていないと、思わぬところで感染してしまうリスクがある。家庭内クラスターには気をつけなければならない。きちんと隔離できなければ意味がない。自宅待機者へのフォローも大事だが、発症した人をしっかり別の場所に隔離しておける仕組みが、やはり大事である。

コロナウイルスというのは冬に流行する。これから夏に向かっていくので、過度な心配はいらないはずだが、約10年前に流行した新型インフルエンザのように、夏に高熱が出るケースも考慮すると、発熱があれば、早めにかかりつけ医に診てもらい、PCR検査をして、陽性なら隔離してもらおう。これに尽きる。また、高齢者へのケア・チェックは欠かせない。

新型コロナウイルスの市民生活への影響について

令和3年5月31日
第16回国立市健康危機管理対策本部
会議資料No. 5

区分	指 標	令和元年度（件）	令和2年度（件）	増 減	コメント（傾向等）
				（前年度比較）	
経済的な困窮 （個人・家庭）	税徴収猶予許可件数（特例） （個人）	—	207	—	
	福祉総合相談の生活困窮に関する相談件数	245	951	288.16%	
	住居確保給付金支給決定件数	11	212	1827.27%	
	生活保護新規申請件数	120	154	28.33%	
	社会福祉協議会特例貸付受付件数	11	636	5681.82%	
		—	986	—	
	就学援助認定世帯数	400	389	-2.75%	
経済的な困窮 （事業者）	税徴収猶予許可件数（特例） （法人）	—	101	—	
	倒産情報	1	6	500.00%	
家庭内の不和等	児童虐待通告件数	112	114	1.79%	
	新規女性相談のうちDV相談の件数	39	56	43.59%	
人のながれ	自転車駐車場使用料（歳入）	133,163,855	100,046,730	-24.87%	
	コミュニティバス（くにっこ） 利用者数	277,213	198,864	-28.26%	
	コミュニティワゴン（あおやぎっこ）利用者 数	18,928	15,675	-17.19%	

※今回（令和3年5月31日第16回国立市健康危機管理対策本部会議資料）調査分は、出納整理期間中につき、暫定版（第2報）です。
また、前回（令和3年4月2日第13回国立市健康危機管理対策本部会議資料）調査分は、暫定版（第1報）です。